

共通－第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	心と体の健康観察ソフトウェアライセンス		
発 注 課	児童生徒担当課		
選 定 事 業 者	スタンドバイ株式会社		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本市では、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、方針）において示されているICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応のため、令和6年度より本製品をすべての市立学校に導入している。 本製品は、「1人1台端末を活用した健康観察・教育相談システム一覧（文部科学省）【参考4】」にて紹介されている。方針に沿ったいじめの防止等の取組を推進するためには、「子どもの不調を捉える健康観察機能」、「いじめの早期発見・対処につながるアンケート機能」、「子どもがSOSを発信することができる機能」、「研究者と協働するなど、研究や知見に基づいたシステムの構築」が必須であると考えており、製品の機能を比較したところ、これらがすべて備わっているのは本製品のみであった【参考5】。 なお、今後も本製品を使用することで、児童生徒の過去の入力結果等の情報を円滑に引き継ぐことが可能となる。 以上のことから、本市では、児童生徒のSOSの早期発見・早期対応を推進するためには、令和7年度においても、引き続き「シャボテンログ」を導入する必要がある、「シャボテンログ」を提供できる事業者は当該業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
出 席 委 員	学校教育部長	佐藤 圭一	
	教育推進課長	砂村 直広	
	教育課程担当課長	大井 一雄	
	児童生徒担当課長	末原 久史	
	児童生徒担当課長	廣田 豊	
	教職員課長	原田 徹	
	教育推進係長	鶴沼 哲也	
決定確認欄	令和7年4月1日		
委 員 長		書 記	
学校教育部長 佐藤 圭一 		事務職員 保木 佑介 	

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。

備考2 予定価格が100万円以下（企画競争による場合を除く。）の場合は、出席委員欄及び決定確認欄（委員長欄及び書記欄を含む。）に斜線を引いて使用すること。